

(別紙)

「ブラジル産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則」(平成 16 年 9 月 29 日付け 16 消安第 4907 号消費・安全局長通達) 一部改正新旧対照表
(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
植物防疫法施行規則(昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。) 別表 2 の付表第 43 のブラジル産のケント種及びトミーアトキンス種のマンゴウの生果実(以下「生果実」という。)に係る植物検疫の実施については、平成 16 年 9 月 29 日農林水産省告示第 1774 号(以下「告示」という。)に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。 1. 温湯浸漬処理施設 告示 4 の温湯浸漬処理施設は、次の条件を満たすものとされている。 (1) ～ (3) (略) (4) 生果実の中心温度を所定の温度に保持できる<u>温湯浸漬処理槽が備えられていること。</u> 2. こん包及びこん包場所 (1) こん包 告示 6 の(1)のこん包に通気孔を設ける場合は、次のいずれかの方法によるものとされている。 ア 生果実をこん包に収納する前に包装材料(通気孔を設ける場合は、孔の直径が 1.6 ミリメートル以下のものに限る。)で包み込んでいること。 イ 通気孔に網(孔の直径が 1.6 ミリメートル以下のものに限る。<u>以下同じ。</u>)が張られているこん包を使用すること。 ウ <u>こん包又は束ねたこん包全体を網で覆うこと。</u> (2) こん包場所 告示 6 の(2)のこん包場所は、次の条件を満たすものとされている。 ア <u>温湯浸漬処理施設に接続して設置されており、窓等の開口部には全て網が張られている等、チチュウカイミバエの侵入を防止するための設備があること。</u> イ 消毒済み生果実の専用こん包場所であること。 ウ 毎年使用開始前に内部が殺虫剤で消毒されており、<u>さらに必要に応じ消毒が行われること。</u> 3. 温湯浸漬処理施設及びこん包場所の調査 植物防疫官は、告示 4 の<u>温湯浸漬処理施設</u>及び告示 6 のこん包場所に	植物防疫法施行規則(昭和 25 年農林省令第 73 号)別表 2 の付表第 43 のブラジル産のケント種及びトミーアトキンス種のマンゴウの生果実に係る植物検疫の実施については、平成 16 年 9 月 29 日農林水産省告示第 1774 号(以下「告示」という。)に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。 1. 消毒施設 告示 4 の生産地における消毒のための<u>温湯浸漬処理施設は、次の条件を満たしているものとする。</u> (1) ～ (3) (略) (4) 生果実の中心温度を所定の温度に保持できる<u>温湯浸漬処理槽を備えていること。</u> 2. こん包及びこん包場所 (1) こん包 告示 6 の(1)のこん包に通気孔を設ける場合は、次のいずれかの条件を満足しているものとする。 ア 生果実をこん包に収納する前に<u>合成樹脂製の包装材料</u>(通気孔を設ける場合は、孔の直径が 1.6 ミリメートル以下のものに限る。)で包み込んでいること。 イ 通気孔に網(孔の直径が 1.6 ミリメートル以下のものに限る。)が張られているこん包を使用すること。 ウ <u>こん包又は束ねたこん包全体が網(孔の直径が 1.6 ミリメートル以下のものに限る。)</u>で覆われていること。 (2) こん包場所 告示 6 の(2)のこん包場所は、次の条件を満たしているものとする。 ア <u>消毒施設に接続して設置されており、窓等の開口部にはすべて網(孔の直径が 1.6 ミリメートル以下のものに限る。)</u>が張られている等チチュウカイミバエの侵入を防止するための設備があること。 イ 消毒済みマンゴウ生果実の専用こん包場所であること。 ウ 毎年使用開始前に内部が殺虫剤で消毒されており、<u>また必要に応じ消毒が行われること。</u> 3. 消毒施設及びこん包場所の調査 (1) 植物防疫官は、告示 4 の<u>消毒施設</u>及び告示 6 のこん包場所について、

について、それぞれ1及び2の(2)の条件を満たすものであることを確認するため、原則として、1年に1回以上、ブラジル植物防疫機関が行う日本向け生果実の温湯浸漬処理施設及びこん包場所の指定のための調査の記録を確認し、調査が的確に行われたことを確認するものとする。なお、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、当該施設又は当該場所について、随時、実地調査するものとする。
(削る)

4 検査及び消毒の実施の確認

(1) 消毒の実施の確認

植物防疫官は、告示5の消毒の実施の確認について、次により、原則として、1年に1回以上、ブラジル植物防疫機関が記録した告示4の消毒の実施記録を確認し、消毒が的確に実施されたことを確認するものとする。なお、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、随時、実地調査により消毒が的確に実施されたことを確認するものとする。

ア 温湯浸漬処理槽において、摂氏47度の温湯により、収容ケースに積み上げられた生果実のうち任意の3個の中心温度が摂氏46度に達した後、引き続き当該温度以上で5分間保持されたことを確認すること。

イ 収容ケースに積み上げられた生果実が温湯浸漬処理槽内の水面下10cm以下にあったことを確認すること。

ウ・エ(略)

(2) 検査の実施の確認

植物防疫官は、告示5の検査の実施の確認について、次により、原則として、1年に1回以上、ブラジル植物防疫機関が記録した告示3の(1)の検査の実施記録を確認し、検査が的確に実施されたことを確認するものとする。なお、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、随時、実地調査により検査が的確に実施されたことを確認するものとする。

ア 生果実のこん包数の5パーセント以上が検査されたことを確認すること。

イ 検査の結果、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエがなかったことを確認すること。

(削る)

それぞれ1及び2の(2)の条件を満たすものであることを確認するため、毎年、原則として、当該施設及び当該場所の使用開始前に調査を行うものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても随時調査することができるものとする。

(2)(1)の調査は、原則として、ブラジル植物防疫機関が行う日本向けマンゴウの生果実の消毒施設及びこん包場所の指定のための調査と共同して行うものとする。

4 検査及び消毒の実施の確認

(1) 消毒の実施の確認

告示5の消毒の実施の確認は、次により、原則として、ブラジル植物防疫機関と共同して行うものとする。

ア 温湯浸漬処理槽において、摂氏47度の温湯により、収容ケースに積み上げられた生果実のうち任意の3個の中心温度が摂氏46度に達した後、引き続き当該温度以上で5分間保持されたことを確認すること。

イ 収容ケースに積み上げられた生果実が温湯浸漬処理槽内の水面下10cm以下にあったことを確認すること。

ウ・エ(略)

(2) 輸出検査の確認

ア 告示5の検査の確認は、原則として、マンゴウの生果実のこん包数の5パーセント以上についてブラジル植物防疫機関が行う検査に立ち会い、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエがないことを確認することをもって行うものとする。

イ アの検査の確認の結果、チチュウカイミバエが発見されたときは、チチュウカイミバエが付着した原因についてブラジル植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは、それ以後の消毒の確認を行わないものとする。

(3) 植物検疫証明書

植物防疫官は、(1)により消毒が完全に行われたこと及び(2)

5 輸出の停止

- (1) 植物防疫官は、4の(1)又は(2)の結果、消毒又は検査が的確に実施されていないと判断した場合、その原因についてブラジル植物防疫機関と共同して調査するものとする。なお、ブラジル植物防疫機関は、その原因が判明するまでは、以後の輸出を停止するものとされている。
- (2) ブラジル植物防疫機関は、生産地における消毒の実施等に関し、問題を把握した場合は、その原因を調査し、その原因が判明するまでは、以降の輸出を停止するものとされている。

6 表示

告示7の輸出植物検疫終了の表示は、次の(1)の字句、仕向地の表示は、次の(2)の字句によるものとし、こん包又は束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

- (1) 輸出植物検疫終了の表示
PRODUTO FISCALIZADO

(2) 仕向地の表示

日本向 又は FOR JAPAN

7 輸入検査

- (1) 植物防疫官は、輸入港において、輸入された生果実及び添付されている植物検疫証明書を確認して輸入検査を行うものとする。
- (2) 植物防疫官は、植物検疫証明書が添付されていない場合、告示6の(3)の封印がなされていない場合、告示7の表示がなされていない場合又はこん包が破損若しくは開封されている場合には、当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。

のアにより検疫有害動植物がないことを確認したときは、植物検疫証明書の余白に氏名を付記するものとする。

(新規)

5 表示

告示7の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

(1) 輸出植物検疫終了の表示



(2) 仕向地の表示

日本向 又は FOR JAPAN

6 輸入検査

- (1) 輸入検査は、輸入港において当該生果実及び添付されている植物検疫証明書又はその写しを確認して行うものとする。
- (2) 植物防疫官は、植物検疫証明書が添付されていない場合、告示5の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示6の(3)の封印がなされていない場合、告示7の表示がなされていない場合又はこん包が破損若しくは開ひされている場合には、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。

(3) (1) 及び (2) 以外の輸入検査の手続及び方法は、<u>規則及び輸入植物検疫規程</u>（昭和 25 年 7 月 8 日農林省告示第 206 号）によるものとする。 (4) 植物防疫官は、チチュウカイミバエが発見された場合は、<u>次の措置を講ずるものとする。</u> ア <u>当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、チチュウカイミバエが発見された荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。</u> イ （略）	(3) (1) 及び (2) 以外の輸入検査の手続及び方法は、輸入植物検疫規程（昭和 25 年 7 月 8 日農林省告示第 206 号）によるものとする。 (4) 植物防疫官は、チチュウカイミバエが発見された場合は、<u>次により措置するものとする。</u> ア <u>当該荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。</u> イ （略）
--	---